

公益財団法人 よんでん文化振興財団 個人情報保護規程

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人よんでん文化振興財団（以下「当財団」という。）における個人情報の適法かつ適正な取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利及び利益を保護することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、当財団全ての理事、監事、評議員及び事務局員に対して適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

（定 義）

第3条 この規程において、各用語の定義は次のとおりとする。

（1） 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（2） 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

（a）特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

（b）一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（3） 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

（4） 保有個人データ

開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止（以下「開示等という。」）の対象となる個人データをいう。

（個人情報保護責任者）

第4条 事務局長を個人情報保護責任者（以下「責任者」という。）とする。

2 責任者は、当財団における個人情報保護の推進を統括する。

（利用目的の特定）

第5条 個人情報を入手するにあたっては、その利用目的をできる限り特定することとする。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（利用目的による制限、不適正な利用の禁止）

第6条 あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を取り扱わないものとする。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第7条 個人情報を含んだ情報を得る場合は、あらかじめその利用目的を公表し、又は本人に通知、若しくは明示するものとする。

（データ内容の正確性の確保等）

第8条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

（安全管理措置）

第9条 個人データの漏洩、滅失の防止、その他安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

- 2 個人情報等は、原則として、事務所から持ち出さない。会議等で事務所から持ち出す必要がある場合は、個人情報を含んでいることを意識し、封筒に入れるなどして運搬及び保管し、終了後、確実にもとの保管場所に戻すものとする。

（委託先の監督）

第10条 個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データの安全管理が図られるよう、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 その事務局員に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該事務局員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

（第三者提供の制限）

第11条 個人データは、次の各号の場合を除いては、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

2 前項の同意を得て、個人データを第三者に提供する場合は、責任者の承認を得るものとする。

(個人情報の問い合わせ等)

第 12 条 保有個人データに関して開示等の問い合わせや利用停止の請求等があったときは、本人であることを確認し、法令に基づきできる限り速やかに、真摯に対応するものとする。

(苦情の処理)

第 13 条 個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第 14 条 事務局員は、個人情報の漏洩事故等が発生した場合は、直ちにその事故の概要ならびに影響等について、責任者に報告するものとする。

2 前項の事案が個人情報保護法第 26 条（漏えい等の報告義務）に該当する場合は、速やかに個人情報保護委員会への報告および本人に通知を行うものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人 よんでん文化振興財団の設立登記のあった日（平成 22 年 2 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 1 月 22 日から施行する。